

令和5年12月14日

令和6年度税制改正大綱について（コメント）

一般社団法人日本ビルディング協会連合会

会長 木村 恵司

令和6年度税制改正大綱において、当連合会が要望していたまちづくりや不動産に関する税制上の特例措置が延長されたことを評価したい。

特に、来年は土地に係る固定資産税の評価見直しの年にあたり、商業地の地価が上昇傾向にあるなか、土地に係る負担調整措置及び条例減額制度の3年間延長が認められたことは、景気回復の歩みを着実なものとするために大変意義深いものと高く評価している。

当連合会としては、今回の税制改正を踏まえ、良質なオフィスビル環境の提供を通じ、引き続き、我が国経済の成長力・国際競争力の維持・向上に貢献するとともに、都市再生と地方創生の推進に寄与してまいりうる考えである。